

○鳥羽志勢広域連合議会傍聴規則

〔平成12年3月9日〕  
〔議会規則第1号〕

（趣旨）

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。  
（傍聴の手続）

**第2条** 会議を傍聴しようとする者は、受付で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴席への入場制限）

**第3条** 議長は、取締りその他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（議場への入場禁止）

**第4条** 傍聴人は、いかなる理由があっても、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

**第5条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 精神錯乱者と認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) プラカード、旗、のぼりその他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静しゆくを保ち、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議員の言論に対して、批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 拍手、私語又は談笑しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

**第7条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければ

ばならない。

（係員の指示）

**第8条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

**第9条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。